

2011年5月10日

外務大臣  
松本 剛明 殿

衆議院議員 照屋 寛徳

参議院議員 山内 徳信

## 米兵子弟らへの逮捕状の速やかな執行を求める申し入れ

またもや日米地位協定絡みの重大な問題が発生した。

去る4月29日、沖縄市の路上で発生した米兵子弟らの悪質な強盗事件について、沖縄警察署が逮捕状を執行できないでいる。

日米地位協定上、米軍人・軍属の家族に第一次裁判権は適用されない。したがって、裁判所が発付した逮捕状に基づき出頭要請がなされた今、被疑者たる米兵子弟らの身柄は、速やかに日本側に引き渡されて当然である。米軍が応じなければ、「協定違反」との誹りを免れない。

現在、被疑者少年らは両親の直接の監督下に置かれている。とはいえ、実質的には基地内で自由に行動できる状況にあるという。日米地位協定が基地内居住の少年らを拘禁の対象としていないためだ。少年らが共謀し、口裏合わせや証拠隠滅を図っている可能性も否定できない。

民間地と米軍基地を隔てるフェンスによって、日本側の捜査権・逮捕権が侵害されてはならない。日米地位協定に定める「捜査協力」を有名無実化させないためにも、外務省におかれては、下記について誠意ある対応をなされるよう強く申し入れるものである。

### 記

1. 米軍子弟らが速やかに沖縄県警の出頭要請に応じるよう、米軍側に働きかけること。
2. 米軍基地内における少年教育の徹底等、実効性ある事件の再発防止策を講ずること。
3. わが国の主権と国民の人権および環境を保護する観点から、日米地位協定の抜本的改正を目指し、真剣な取り組みを始めること。